総会・学術集会における発表時・利益相反(COI)自己申告の基準について

総会・学術集会における発表時 COI 自己申告の基準についてご説明します。

同 COI 自己申告の基準は、本学会誌へ論文を投稿される際の COI 自己申告の基準と同一となります。以下に、具体的な基準を提示致しますので、ご参照ください。

<u>筆頭演者・共同演者</u>が COI の申告上注意すべき点は、(1)<u>発表内容</u>が企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、<u>抄録投稿時</u>から遡って1年間における COI を申告することと(2)<u>筆頭演者・共同演者</u>が開示すべき COI は、<u>発表内容</u>に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する点である。

COI 自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定める。

- 1. 医学系研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下、企業・組織や 団体という)の役員、顧問職については、1 つの企業・組織や団体からの報酬額が年 間 100 万円以上とする。
- 2. 株式の保有については、1 つの企業についての1 年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合とする。
- 3. 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1 つの権利使用料が年間 100 万円 以上とする。
- 4. 企業・組織や団体から、会議の出席(発表、助言など)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- 5. 企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事などの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- 6. 企業・組織や団体が提供する研究費については、1 つの企業・団体から、医学系研究 (共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途に決定し得る研 究契約金の総額が年間 100 万円以上のものを記載する。
- 7. 企業・組織や団体が提供する奨学(奨励)寄附金については、1 つの企業・団体から、 申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質 的に使途を決定し得る寄付金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
- 8. 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。但し、 申告者が実質的に使途を決定し得る寄付金の総額が年間100万円以上のものを記載す る。
- 9. その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1 つの企業・組

織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

但し、開示基準 1「企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職」とは、研究機関に所属する研究者が特定企業の役員、顧問職に就任し、契約により定期的にかつ継続的に従事し報酬を受け取る場合を意味しており、相手企業からの依頼により単回でのアドバイスなどの提供は開示基準 4「企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表、助言)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演などの報酬」として申告すること。

さらに、6、7については、すべての申告者は所属する部局(講座、分野)あるいは研究室などへ関係する企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。なお、企業などから提供される研究費・寄付金に係る判断基準額については、申告者が実質的に使途を決定し得る金額を申告すると明確に示した。申告された内容の具体的な開示、公開の方法については所定の様式に従う。

一般社団法人 日本臨床微生物学会 理事長 松本 哲哉 同 利益相反·倫理委員会 委員長 長尾 美紀